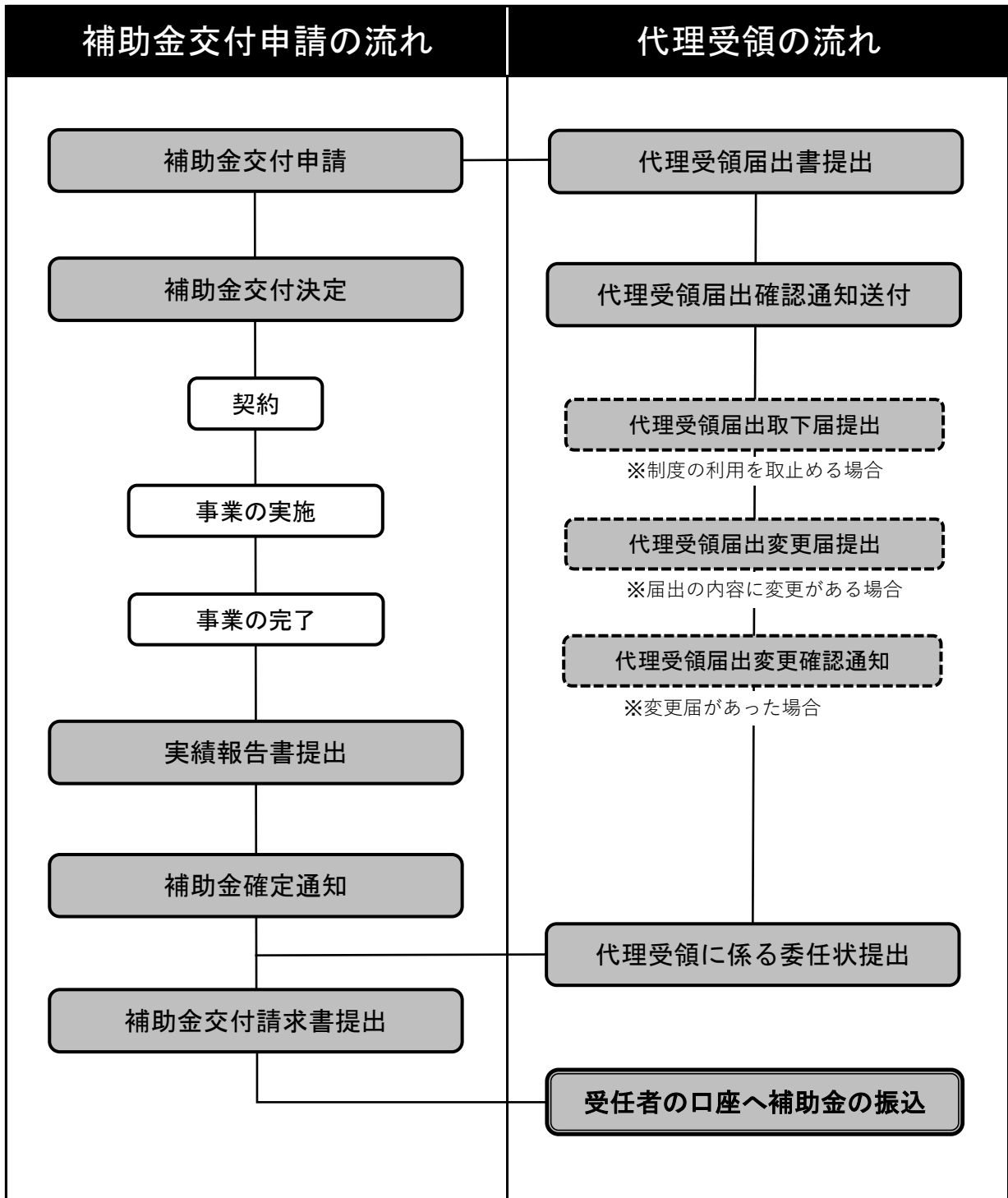


◎代理受領制度を利用した場合の手続の流れ



- ・代理受領制度を利用する場合は、契約予定の事業者との間で事前に利用することについての十分な理解と合意がなされていること。
- ・代理受領届出書は補助金交付申請と併せて提出すること。
- ・補助金確定通知後の補助金交付請求書提出までに代理受領に係る委任状の提出が必要。委任状が提出された場合は、補助金交付請求書の口座振込み先欄には受任者(事業者)の指定口座を記入。

【ご注意ください】

この制度は、補助金が単独の工事業者等へ全額支払うことができる場合に利用可能。交付される補助金が、複数の工事業者等へ支払わなければならないような金額となる場合は利用不可。